

年金給付の経過措置一覧(令和 5 年度)

生年月日	老齢基礎年金						老齢厚生年金								遺族厚生年金		
	資格期間	被用者金の加入期間	厚年の中高年齢加入期間	加入可能年数	配偶者の振替加算率	配偶者の振替加算額(注1)	定額部分の読替	定額部分の参考単価 単価×読替率(注3)		報酬比例部分の乗率 (1,000分の)		(男子) 支給開始年齢		(女子) 支給開始年齢		配偶者の加給年金額(年額) (含特別加算) (注2)	
								68歳以上の単価	67歳以下の単価	総報酬制前	総報酬制後	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分			定額部分
								1,652円	1,657円								
～大正15年4月1日	旧制度の老齢年金又は通算老齢年金が支給されます。														594,500円		
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年	20年	15年	25年	1.000	228,100円	1.875	3,098円	—	9,500	7,308	60歳	55歳	228,700円	594,500円		
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年	〃	〃	26年	0.973	221,941円	1.817	3,002円	—	9,367	7,205	〃	〃	〃	564,015円		
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年	〃	〃	27年	0.947	216,011円	1.761	2,909円	—	9,234	7,103	〃	〃	〃	535,789円		
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年	〃	〃	28年	0.920	209,852円	1.707	2,820円	—	9,101	7,001	〃	〃	〃	509,579円		
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	25年	〃	〃	29年	0.893	203,693円	1.654	2,732円	—	8,968	6,898	〃	〃	〃	485,176円		
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	〃	〃	〃	30年	0.867	197,763円	1.603	2,648円	—	8,845	6,804	〃	〃	〃	462,400円		
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	〃	〃	〃	31年	0.840	191,604円	1.553	2,566円	—	8,712	6,702	〃	56歳	〃	441,094円		
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	〃	〃	〃	32年	0.813	185,445円	1.505	2,486円	—	8,588	6,606	〃	〃	〃	421,119円		
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	〃	〃	〃	33年	0.787	179,515円	1.458	2,409円	—	8,465	6,512	〃	57歳	262,500円	402,355円		
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	〃	〃	〃	34年	0.760	173,356円	1.413	2,334円	—	8,351	6,424	〃	〃	〃	384,694円		
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	〃	〃	〃	35年	0.733	167,197円	1.369	2,262円	—	8,227	6,328	〃	58歳	〃	368,043円		
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	〃	〃	〃	36年	0.707	161,267円	1.327	2,192円	—	8,113	6,241	〃	〃	〃	352,317円		
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	〃	〃	〃	37年	0.680	155,108円	1.286	2,124円	—	7,990	6,146	〃	59歳	〃	337,441円		
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	〃	〃	〃	38年	0.653	148,949円	1.246	2,058円	—	7,876	6,058	〃	〃	〃	323,347円		
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	〃	〃	〃	39年	0.627	143,019円	1.208	1,996円	—	7,771	5,978	〃	60歳	296,200円	309,977円		
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	〃	〃	〃	40年	0.600	136,860円	1.170	1,933円	—	7,657	5,890	60歳	61歳	〃	330,000円	297,275円	
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.573	130,701円	1.134	1,873円	—	7,543	5,802	〃	〃	〃	363,700円	277,460円	
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.547	124,771円	1.099	1,816円	—	7,439	5,722	〃	62歳	〃	397,500円	257,645円	
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.520	118,612円	1.065	1,759円	—	7,334	5,642	〃	〃	〃	237,830円		
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.493	112,453円	1.032	1,705円	—	7,230	5,562	〃	63歳	〃	218,015円		
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.467	106,523円	1.000	1,652円	—	7,125	5,481	〃	〃	60歳	61歳	〃	198,200円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	〃	〃	16年	〃	0.440	100,364円	〃	〃	—	〃	〃	〃	64歳	〃	〃	178,385円	
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	〃	〃	17年	〃	0.413	94,205円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	62歳	〃	158,570円	
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	〃	〃	18年	〃	0.387	88,275円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	138,755円	
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	〃	〃	19年	〃	0.360	82,116円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	63歳	〃	118,940円	
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	〃	〃	—	〃	0.333	75,957円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	99,125円	
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	〃	21年	—	〃	0.307	70,027円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	64歳	〃	79,310円	
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	〃	22年	—	〃	0.280	63,868円	〃	〃	—	〃	〃	61歳	—	〃	〃	59,495円	
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	〃	23年	—	〃	0.253	57,709円	〃	〃	—	〃	〃	〃	—	〃	〃	39,680円	
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	〃	24年	—	〃	0.227	51,779円	〃	〃	—	〃	〃	62歳	—	〃	〃	19,865円	
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	〃	—	—	〃	0.200	45,740円	〃	—	1,657円	〃	〃	〃	—	〃	〃	—	
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	〃	—	—	〃	0.173	39,565円	〃	—	〃	〃	〃	63歳	—	〃	〃	—	
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	〃	—	—	〃	0.147	33,619円	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	61歳	—	〃	
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	〃	—	—	〃	0.120	27,444円	〃	—	〃	〃	〃	64歳	—	〃	〃	—	
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	〃	—	—	〃	0.093	21,269円	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	62歳	—	〃	
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	〃	—	—	〃	0.067	15,323円	〃	—	〃	〃	〃	65歳	—	〃	〃	—	
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	63歳	—	〃	
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	64歳	—	〃	
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	
昭和41年4月2日～	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	65歳	—	〃	

(注1) 老齢基礎年金の配偶者「振替加算額」と遺族厚生年金の「経過的寡婦加算額」欄は配偶者の年齢でみず。  
(注2) 老齢厚生年金の「配偶者の加給年金額」欄のうち、昭和9年4月2日以降は、配偶者特別加算を加えた額となります。  
(注3) 老齢厚生年金の「定額部分の参考単価」欄は1円未満を四捨五入します。  
・68歳以上の単価1,652円は平成16年改正後の額1,628円に68歳以上の改定率(令和5年度は1.015)を乗じた額。  
・67歳以下の単価1,657円は平成16年改正後の額1,628円に67歳以下の改定率(令和5年度は1.018)を乗じた額。